

令和4年度石見地域教育旅行補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石見観光振興協議会（以下「協議会」という。）が、石見地域教育旅行補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 石見地域への教育旅行商品を造成する旅行会社に対して、補助金を交付することにより、石見地域への誘客を促進するとともに、観光産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育旅行・・・修学旅行等行事として行われる旅行
- (2) 宿泊施設・・・旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく施設、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第22条1項に基づく施設をいう。
- (3) 石見地域・・・浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社で、石見地域教育旅行補助金交付要綱第5条に記載する教育旅行を主催する旅行会社とする。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象事業は、次の要件を全て満たす教育旅行とする。ただし、部活動での合宿、大会参加等は対象外とする。

- (1) 島根県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等（以下「学校」という）が実施する教育旅行で、石見地域を行程に含んでいること。
- (2) クラス単位以上で行うもの。
- (3) 石見地域内の宿泊施設で1泊以上宿泊するもの。
- (4) 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に実施するもの。
- (5) 島根県、公益社団法人島根県観光連盟又は石見観光振興協議会が実施する他の補助金を受けていないこと。

なお、学校の所在する地域で緊急事態宣言、まん延防止等重点措置又は自治体による外出自粛要請が発出されている場合は対象外とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、1回の教育旅行につき1校あたり50,000円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする旅行会社（以下「補助対象旅行会社」という。）は、補助対象事業実施日から起算して30日前までに、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な添付書類を添えて協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、令和4年4月1日から令和4年4月30日の実施分に関しては、教育旅行出発日の7日前まで申請を受け付けるものとする。

2 前項の受付期間は令和4年4月1日から令和5年3月1日までとする。

3 前項にかかわらず、補助金申請総額が予算額に達したときは、補助金の交付申請を受け付けない。

(交付の決定)

第8条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査の上、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を決定し補助対象旅行会社へ通知する。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(補助金の変更交付申請)

第9条 補助対象旅行会社は、前条の交付決定後に事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに補助金変更交付申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の補助金変更交付申請書が提出された場合において、変更を承認するときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

(実績報告)

第10条 補助対象旅行会社は、申請書に記載された教育旅行の帰着日（複数班で実施する教育旅行については、最終班の帰着日）から起算して7日以内に以下の書類を添付し補助金実績報告書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(1) 旅行の最終行程表

(2) 施設等が発行する宿泊証明書（様式第6号）又は領収書

※学校名、宿泊期間、宿泊者数が記載されたものであること

(3) その他会長が必要と認める書類

(4) やむを得ない理由により第1号から前号までの書類が提出できない場合は、協議会と補助対象旅行会社が協議し、別途取り決めるものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る実施結果が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 補助金の支払は精算払とする。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。また、保健所からの調査、指導等があった場合には、全面的に協力すること。

2 この要綱に定めるもののほかは、必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。